

伊勢崎市あずまウォーターランド及び
伊勢崎市境プール

指定管理者応募要項



令和6年5月

伊勢崎市

目 次

1	施設の種類	1 ページ
2	施設の目的	1 ページ
3	施設の概要等	1 ～ 3 ページ
4	指定管理者が行う管理の基準	3 ～ 4 ページ
5	指定管理者が行う業務の範囲等	4 ページ
6	指定管理者の指定期間	4 ページ
7	応募資格	4 ページ
8	職員の配置基準等	4 ～ 5 ページ
9	利用料金等	5 ページ
10	指定管理業務に要する経費	5 ～ 6 ページ
11	指定管理料の清算	6 ページ
12	実地調査	6 ページ
13	市が実施する事業への協力	6 ページ
14	指定管理者と市の責任分担	6 ページ
15	大規模災害時の住民の受け入れ、避難所運営等	6 ～ 7 ページ
16	応募受付	7 ページ
17	指定申請書提出書類	7 ～ 9 ページ
18	提出部数	9 ページ
19	選定方法	9 ～ 10 ページ
20	選定審議会	10 ページ
21	失格要件	10 ページ
22	指定管理者の指定	10 ページ
23	実績評価	10 ～ 11 ページ
24	監査	11 ページ
25	その他	11 ページ
26	問い合わせ先	11 ページ
	リスク分担表（別表1）	12 ページ
	審査基準（別表2）	13 ページ
	指定管理者が行う業務の概要	15 ～ 30 ページ
	施設管理資料	31 ～ 33 ページ
	指定管理者申請に係る様式	35 ～ 39 ページ

伊勢崎市あずまウォーターランド及び伊勢崎市境プール指定管理者応募要項

伊勢崎市では、令和7年4月1日から伊勢崎市あずまウォーターランド及び伊勢崎市境プール（以下「プール施設」という。）の管理運営を行う指定管理者を、伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第58号。以下「指定手続条例」という。）第2条に基づき公募します。

1 施設の種類

伊勢崎市体育施設条例（平成17年伊勢崎市条例第128号。以下「体育施設条例」という。）に基づくプール施設

2 施設の目的

市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図ることを目的とします。

3 施設の概要等

(1) 伊勢崎市あずまウォーターランドの概要

名 称	伊勢崎市あずまウォーターランド
所 在 地	伊勢崎市田部井町三丁目340番地
敷地・延床 面積	敷地面積 8,224 m ² 建築面積 1,911 m ² 延床面積 2,256.98 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造3階建
設置年月日	平成10年5月
主な施設	① 施設内容 1階 屋内プール、屋外プール、事務室、スタッフ室、男女別更衣室、男女別便所、サウナ室、見学コーナー、機械室等 2階 トレーニング室、更衣室、見学コーナー等 3階 ウォータースライダーステージ ② 循環浄化設備 全自動セラミックサンド式 4基 ③ プール ◇ 屋内

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25mメインプール（25m×13m、6コース、水深1.1m～1.2m） ・ 幼児用プール（6m×2.85m、水深0.3m） ・ ウォータースライダー（52.5m 高低差 6.4m） ・ 着水プール（8m×3.9m、水面積 31.2㎡、水深1m） ・ サウナ室（男女各1室、採暖室） ・ トレーニング室146.4㎡（ルームランナー2台、マイマウンテン1台、エアロバイク3台、ショルダープレス1台、レッグエクステンション1台、チェストプレス1台、スクワット1台、腹筋台1台、背筋台1台、ダンベル各種） <p>◇ 屋外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メインプール（21m×15m、水面積251㎡、水深1m～1.1m） ・ 幼児用プール（6m×4m、水深0.4m～0.45m） <p>④ 駐車場 駐輪場69台 駐車場100台 * 平面図及び管理の範囲 資料1・2「あずまウォーターランド平面図」を参照</p>
開場期間等	<p>開場期間 通年 開場時間</p> <p>① 月曜日及び水曜日から金曜日まで 4月及び11月から翌年の3月まで 正午～午後8時 5月、6月、9月及び10月 正午～午後9時 7月及び8月 午前10時～午後9時</p> <p>② 土曜日及び日曜日 午前10時～午後5時</p>
休場日	<p>① 毎週火曜日</p> <p>② 12月29日～翌年の1月3日</p> <p>③ 施設清掃日</p> <p>④ あずまウォーターランド吊天井等改修工事期間（令和7年9月から令和8年2月まで）（予定）</p>

(2) 伊勢崎市境プールの概要

名 称	伊勢崎市境プール
所 在 地	伊勢崎市境下武士853番地3
敷地・延床 面積	敷地面積 5,500㎡ 建築面積 291㎡ 延床面積 291㎡
構 造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造平屋建
設置年月日	昭和57年6月
主な施設	① 管理棟291㎡ 事務室、男女別更衣室、男女別シャワー、男女別便所、警備員室、機械室 ② 循環浄化装置

	圧力式砂式全自動 4基 ③ プール <ul style="list-style-type: none"> ・ 流水プール（水面積 1,060 m²、水深 1m） ・ ウォータースライダー（高さ 7.55m、長さ 25m×2コース） ・ スライダープール（水面積 90 m²、15m×6m、水深 0.6m～0.7m） ・ 幼児プール（水面積 172 m²、水深 0.3m～0.4m） ・ オーバーブリッジ（3箇所） ④ その他施設 屋外便所（1箇所）、パーゴラ（2箇所） ＊ 平面図及び管理の範囲 資料3「境プール平面図外」を参照
開場期間等	開場期間 7月第2土曜日～8月31日 開場時間 午前10時から午後5時まで
休場日	期間中なし

4 指定管理者が行う管理の基準

プール施設の設置目的に従い最も効果的な管理運営に努め、プール施設の利用者に対し良質なサービスを提供しなければなりません。

(1) 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び指定手続条例の規定により、施設の管理運営に関し知り得た情報を第三者に漏らしたり、又は自己の利益のために使用したりしてはいけません。

(2) 情報公開

伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号）の規定により、伊勢崎市を通じてプール施設の管理運営に関する業務の実施に当たって、保有する情報の公開請求があったときは、速やかにこれに応じてください。

(3) 関係法令等の遵守

地方自治法（昭和22年法律第67号）、指定手続条例、体育施設条例、伊勢崎市体育施設条例施行規則（平成17年伊勢崎市規則第90号。以下「体育施設条例施行規則」という。）その他関係法令、条例等並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令の規定を遵守してください。

(4) 開場期間、利用時間及び休場日の取扱い

開場期間、利用時間及び休場日は3「施設の概要等」の表で示したとおりですが、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を設けることができます。

5 指定管理者が行う業務の範囲等

15～30ページ参照

※ 指定管理者は全ての業務を他の業者に一括して委託することはできません。ただし、一部の業務については、市長の承認を得た上で専門の業者に委託できるものとします。

6 指定管理者の指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

7 応募資格

安全円滑に施設の管理運営を行い、利用者サービスの向上を図ることができる法人又はその他の団体で、次のいずれにも該当しないことを条件とします。

(1) 指定手続条例第4条各号及び第5条に該当するもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

(3) 法人又はその他の団体の代表者が、都道府県税、市町村税、法人税・所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納しているもの

(4) 伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎市条例第32号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条第3項に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる団体

8 職員の配置基準等

円滑に施設の管理運営を行うように、指定管理業務について総括的な責任を持ち、利用者や外

部に対して代表する総括責任者1名（施設長に相当する職）を配置してください。

職員については、防火管理者・衛生管理者・危険物取扱主任者（あずまウォーターランドのみ）を各施設とも配置し、監視員にあつては、日本赤十字社「救急法救急員」等の普通救命講習受講者以上の講習を受けた者又は資格を有した者を常時1名配置し、看護師（境プールは開場期間中、あずまウォーターランドは屋外プール開場期間中）にあつては、准看護師以上の資格を有する者を配置しなければなりません。なお、有資格者以外の監視員にあつても十分な水難訓練・救難訓練を実施し、書面をもって市に報告してください。

※ 総括責任者、防火管理者及び衛生管理者は兼務を可とします。

※ 監視員については、原則として開場時間中は固定監視場所に常時配置することとしますが、悪天候等により利用者が極端に少ない場合は、この限りではありません。

9 利用料金等

(1) 利用料金

施設の利用料金は指定管理者が自らの収入として収受するものとします。

利用料金の額は、体育施設条例で定める範囲内で、あらかじめ市の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

なお、指定管理者は、利用者から体育施設条例及び体育施設条例施行規則の規定に基づく利用料金の減免申請があつた場合には、市長が定めた基準により、利用料金を減免することができます。

また、減免による利用料金の減収については、指定管理料に当該減収が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。

(2) 利用料金以外の収入

利用料金の対象とならない「行政財産目的外使用料」は、市の収入となります。

10 指定管理業務に要する経費

(1) 管理経費の算定

施設管理経費（施設管理資料参照）を基本とし、管理経費の額を算定してください。なお、管理経費には、指定管理者が実施する軽微な修繕に要する費用を含め算定してください。

ア 指定管理料の補填

指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、指定管理料の補填は行いません。

イ 対象経費の大幅な増減

災害等不測の事態により対象経費に大幅な増減が生じた場合には、市と指定管理者において協議します。

(2) 指定管理料の額

指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、原則として事業計画書の収支予算書で提示のあった金額を基本に、予算編成方針に基づいた予算編成過程や予算の議決を経て、年度毎の予算の範囲内で別途締結する協定により定めるものとします。

11 指定管理料の精算

指定管理者の経営努力によらない事由で執行残が生じる可能性がある経費については、協議の上で清算対象とすることがあります。

12 実地調査

市は、必要に応じて施設管理、物品、各種帳簿等の実地調査を行うこととします。

13 市が実施する事業への協力

市が実施する各種事業への支援・協力を積極的に行ってください。

14 指定管理者と市の責任分担

指定期間中の指定管理者と市との責任分担（リスク分担）は、別表1「リスク分担表」のとおりとし、締結する基本協定に添付します。

15 大規模災害時の住民の受け入れ、避難所運営等

大規模災害発生時には施設での火災、犯罪等の発生防止に努め、財産の保全を図るとともに利用者の安全確保に努めるものとします。そのために、地震、火災等の災害の発生及び施設利用者、入館者等の傷病、事故等の発生に備えて、対応マニュアルを定め、日ごろから訓練を行うなどの態勢を整えるものとします。

また、プール施設については、災害時における避難所となる場合があります。

16 応募受付

- (1) 提出場所 伊勢崎市役所健康推進部スポーツ振興課（伊勢崎市役所本庁本館5階）へ直接提出（郵送については不可）してください。
- (2) 提出期限 令和6年6月6日（木）午後5時15分まで
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

17 指定申請書提出書類（A4サイズ縦長、横書き）

- (1) 指定管理者指定申請書（指定様式）
- (2) 事業計画書（5箇年度分）

※令和7年度は、6カ月間のあずまウォーターランド吊天井等改修工事休場を加味した計画を策定してください。

- ① プール施設の基本的な考え方
 - ア 施設の管理運営方針
- ② 施設の効用を最大限発揮するための方策
 - ア 施設の維持管理についての計画
 - イ 利用者へのサービスについて
 - ウ 利用促進のための方策について
- ③ 地域等との連携や関わりに対する考え方
 - ア 地域等との連携及び連絡についての考え方と具体的方法

- イ 地域等との連携についての考え
- ウ 地域との関わり方
- ④ 衛生管理に関する考え方
 - ア 施設の衛生管理計画
- ⑤ 防災に関する考え方
 - ア 災害時の利用者の安全の確保
- ⑥ 個人情報の管理
 - ア 個人情報の保護に関する考え方
- ⑦ 情報公開
 - ア 情報公開に関する考え方
- ⑧ 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項
 - ア 同種施設の管理運営実績
 - イ 安定的な運営が可能となる人的能力
 - ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤
 - エ 緊急時の対応について（利用者の事故対応等）
 - オ 防犯体制
- ⑨ 施設の職員に関する事項
 - ア 標準的な人員配置について
 - イ 職員に対する研修
 - ウ 労働における適法性の確保
- ⑩ その他管理に関して必要な事項
 - ア 利用者等からの苦情・要望に対する対応と利用者ニーズの把握
 - イ 市及び公益事業への協力
 - ウ 雇用の確保
 - エ 市民及び地域住民に対する環境への配慮等
- ⑪ 施設管理経費に対する考え方

ア 収支計画は適正で、実施可能なものか

イ 管理経費の縮減の方策

⑫ プール施設の管理に係る業務の見積書（収支計画（5箇年度分））

(3) 法人又は団体の概要

① 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

② 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

③ 法人又はその他の団体の組織及び構成員に関する事項を記載した書類

④ 法人又はその他の団体の役員のうち、指定手続条例第4条第2号のいずれにも該当するものがいないことを証する書類

⑤ その他市長が必要と認める書類

ア 法人又はその他の団体の代表者の納税証明書（直近1事業年度分）

イ 誓約書

- ・指定管理者指定申請に係る誓約書（申請書・添付書類の記載内容に相違ない旨の誓約）
- ・指定管理者指定申請に係る誓約書（指定手続条例第4条第2号に該当しない旨の誓約）。ただし、上記④の証明書がない場合に限る。
- ・誓約書（暴力団排除条例第7条第3項の団体に該当しない旨の誓約）

ウ 施設長就任予定者の履歴書（取得資格を記入してください。）

エ 法人又はその団体の経営状況を示す書類

- ・財務諸表及び事業報告書又はこれに類する書類（直近1事業年度分）
- ・損益計算書、貸借対照表又はこれに類する書類（直近3事業年度分） 等

18 提出部数

正本1部、副本17部の計18部（増刷をお願いする場合があります。）

19 選定方法

伊勢崎市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）での審査結果を基に、

市長が指定管理者の候補者を選定します。

20 選定審議会

選定審議会では、提出された書類の審査を行うとともに、申請者自身による事業計画等に関する提案説明を受けた後、別表2に掲げる審査基準による採点審査を行います。その結果を踏まえ、総合的な観点から判断します。

21 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 関係法令に違反した場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があった場合
- (4) その他、本要項に違反すると認められる行為があった場合

22 指定管理者の指定

選定された団体は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定します。その後、提出された事業計画書等に基づいて協議を行い、市と施設の管理運営業務の実施に関する基本協定を締結します。

23 実績評価

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、年度終了後の事業報告書及び市が必要とする業務の報告書等を提出することとします。

(2) 実績評価の実施

指定管理者は管理運営について自己評価を実施し、市は、その結果をもとに履行状況について検証するとともに実績評価を実施し、必要に応じて指示、指導助言を行います。

なお、市民に対する説明責任を果たすとともに、業務の透明性を確保するため、市のホームページで公表することとします。

24 監査

指定管理者は本市の事務の監査対象となり、帳簿書類その他の記録の提出を求められることがあります。

25 その他

- (1) 選定結果は、申請者全員に書類で通知します。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の指定等において必要となる場合は、提出された書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 提出された書類は、伊勢崎市情報公開条例の定めるところにより、公開される場合があります。

26 問い合わせ先

伊勢崎市健康推進部スポーツ振興課（伊勢崎市役所本庁本館5階）

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

TEL 0270-27-2747（直通）

FAX 0270-30-1302

E-mail sports@city.isesaki.lg.jp

リスク分担表

○印がリスク負担者

段階	種類	内容	負担者	
			市	指定管理者
共通	法令等の変更	事業運営に影響のある法令等の変更（他の項目に記載されているものを除く。）	○	
		指定管理者に影響のある法令等の変更		○
	金利	金利の変動		○
	税制の変更	事業運営に影響のある税制の変更（消費税を含む。）	○	
		上記以外の一般的な税制の変更		○
	周辺地域、住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情対応		○
	安全性の確保・環境の保全	維持管理・運営において安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
	第三者賠償	維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合で指定管理者の責めによる		○
		維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合で上記以外	○	
	事業の停止・延長	施設所有者の責任による遅延・中止	施設所有者の責任による遅延・中止	○
法令その他制度の変更等のために市の施設所有が困難になったことによる中止			○	
事業者の責任による遅延・中止		事業者の責任による遅延・中止		○
		事業者の事業放棄・破綻		○
応募段階	応募コスト	応募コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
準備段階	引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
維持管理運営段階	物価	物価の変動（燃料費、光熱水費については協議）		○
	維持修繕	運営上の必要その他事業者の発意により行う施設・設備・外構の維持管理	協議事項	
		施設・整備・外構保守点検（法定点検及び日常の維持管理修繕を含む。）		○
		施設・設備・外構の経年劣化による維持補修50万円以下の修繕		○
		施設・設備・外構の経年劣化による維持補修50万円を超える修繕	協議事項	
		施設・設備・外構の経年劣化による維持補修予算を超える場合（予算以下の場合、精算をする）	協議事項	
		事故・災害による施設・設備・外構の維持修繕	協議事項	
		天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧	協議事項	
		法令改正により必要となった施設躯体・設備・外構の維持修繕	協議事項	
	天災その他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等	協議事項	

※ 上記リスク分担表以外については、市と指定管理者で協議する。

審査基準

評価方針	評価項目
プール施設の基本的な考え方	施設の管理運営方針
施設の効用を最大限発揮するための方策	施設の維持管理についての計画
	利用者へのサービスについて
	利用促進のための方策について
地域等との連携や係わりに対する考え方	地域等との連携及び連絡についての考え方と具体的方法
	地域等との連携についての考え
	地域との関わり方
衛生管理に関する考え方	施設の衛生管理計画
防災に関する考え方	災害時の利用者の安全の確保
個人情報の管理	個人情報の保護に関する考え方
情報公開	情報公開に関する考え方
適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	同種施設の管理運営実績
	安定的な運営が可能となる人的能力
	安定的な運営が可能となる財政的基盤
	緊急時の対応について（利用者の事故対応等）
	防犯体制
施設の職員に関する事項	標準的な人員配置について
	職員に対する研修
	労働における適法性の確保
その他管理に関して必要な事項	利用者等からの苦情・要望に対する対応と利用者ニーズの把握
	市及び公益事業への協力
	雇用の確保
	市民及び地域住民に対する環境への配慮等
施設管理経費に対する考え方	収支計画は適正で、実施可能なものか
	管理経費の縮減の方策

指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う業務の概要

1 趣旨

本概要書は、伊勢崎市あずまウォーターランド及び伊勢崎市境プール（以下「プール施設」という。）において、指定管理者が行う業務内容の履行方法について必要な事項を定めるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲

プール施設を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

(1) 体育施設の利用の許可に関する業務

① 以下の考え方により業務を行うこと。

ア 利用許可申請書が提出され、利用を許可したときは、利用許可書を交付すること。

イ 利用を許可する場合、管理上必要があるときは、条件を付すること。

ウ 利用が施設の設置の目的に反するとき、公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき、施設を損傷し、または滅失するおそれがあるとき、その他施設の管理上支障があるときは、利用を許可しないこと。

(2) 体育施設の維持管理に関する業務

① 業務内容

ア 施設長の業務

a 施設長（兼務を可とする。）

- ・あずまウォーターランド 1人
- 境プール 1人

b 施設長の業務内容

- ・施設長は業務全体の最高責任者であり、総括の職務にあたり、利用者や外部に対して施設を代表する権限を有する。

イ 受付業務

a 窓口職員

- ・あずまウォーターランド 1人
- 境プール 2人

b 受付業務内容

受付の主な業務は、個人利用と団体利用の受付であり、そのほか、利用料金徴収も受付業務に含まれる。また、施設の案内、種々の情報案内を行い施設内の総合的案内所としての役割を担う。

受付業務に従事する者は、施設内において利用者が最初に利用する場所としての重要性を認識して、当該施設の利用方法や料金体系などについての情報を熟知するとともに、利用者に対して親切丁寧な対応すること。以上のことに留意し下記の業務を実施する。

- (ア) 利用券の販売（券売機による販売）
- (イ) あずまウォーターランドにおけるプリペイドカード（券売機による販売）
- (ウ) 利用料金無料入場者の受付
 - ㊦ 未就学児
 - ㊧ 伊勢崎市在住で、65歳以上の者（身分証明書所持者）
 - ㊨ あずまウォーターランドにおいては、伊勢崎市在住の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者1人
- (エ) 利用券の受理
- (オ) 団体利用申請の受付
 - ㊦ 保育所・幼稚園・小学校等での団体利用、中学校の部活動における団体利用については、一般利用者の利用に支障がないよう時間等調整し利用許可をした場合は、利用者に許可書を交付すること。
 - ㊧ 利用許可の判断が難しい場合は、市の判断を仰ぐこと。
- (カ) 利用料金減免申請の受付
- (キ) 施設利用者への案内等

来場者等の案内、電話、FAX等における各種等問い合わせや苦情等必要な対応をすること。

ウ 監視業務

a 監視職員

- ・あずまウォーターランド（4月～6月、9月～翌3月・平日） 4人
- 〃 （4月～6月、9月～翌3月・土日祝日、
7・8月17時～21時） 6人
- 〃 （7・8月10時～17時） 8人
- 境プール 12～16人
- ・固定監視箇所
 - あずまウォーターランド（4月～6月、9月～翌3月） 2箇所
 - 〃 （7・8月） 4箇所
 - 境プール 5箇所

※ 窓口職員及び監視員の人数として表示した数字は、過去の業務委託の実績上、業務を遂行するに当たり必要となる標準的な人数であり、参考数字です。

b 監視業務内容

- (ア) プール内の監視は、事故防止を念頭に置いた体制を確立し、固定監視にあたるとともに、当該施設利用上の規則を理解してもらうようプール、ウォータースライダー等の秩序を維持し、安全管理、指導を行うこと。
- (イ) 施設利用者の健康管理・施設内の秩序維持・盗難防止のため、更衣室、シャワー室などその他安全、衛生上及び秩序維持に必要なプール内の施設を適宜巡回監視すること。また、利用者から巡視の要請があった場合は、速やかに対応すること。
- (ウ) 休憩時間及び休憩時間解除の通告を行うこと。

- (エ) プールの水質の維持管理（p h、残留塩素濃度等）、水温、室温の定時測定を行うこと。
- (オ) 事故発生時の救助、応急措置、消防署への通報及び健康指導を行うこと。
- (カ) 施設不良等の緊急時の対処を行うこと。
- (キ) 施設及びプール内の衛生管理を行うこと。
- (ク) コースロープ、パラソル、椅子等の配置及び片付けを行うこと。
- (ケ) 終了時における利用者の退避確認を行うこと。
- (コ) 隣接道路の駐車禁止区域の指導、自転車利用者の安全誘導と保管指導を行うこと。
- (サ) トレーニング室の巡回監視及びカメラによる監視を行うこと。（あずまウォーターランド）
- (シ) その他必要な業務を行う。

エ 看護師業務

a 看護師職員

- ・あずまウォーターランド 1人（屋外プール開場期間）
- 境プール 1人

※ 看護師は、准看護師以上の資格を有する者とする。

b 看護師業務内容

ケガ人等の応急措置及び健康指導

オ 利用料金の収受等

- (ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制度により、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。
- (イ) 利用料金は、体育施設条例に規定する金額を上限とする。
- (ウ) 減免基準が適用される利用については、利用料金を減免すること。
- (エ) 利用料金無料入場者
 - ㊦ 未就学児
 - ㊧ 伊勢崎市在住で、65歳以上の者（身分証明書所持者）
 - ㊨ あずまウォーターランドにおいては、伊勢崎市在住の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者1人
- (オ) 指定管理者は、徴収した全ての利用料金について必要な帳簿を作成する。

カ 広報業務

指定管理者は、施設の情報提供のために必要な媒体を作成し、配布を行うこと。また、スポーツ情報の収集や提供を市と連携して実施すること。

- (ア) 市へプール施設に関する情報の提供を行うとともに、指定管理者独自のホームページを開設し施設に関する情報を発信すること。
- (イ) 施設の管理運営に必要な印刷物（利用者向けの行事予定表、利用案内等）を作成すること。

キ 遺失物・拾得物の処置・保管業務

施設内で遺失物・拾得物を発見した場合は、拾得保管表に記入し、保管・処理すること。また、

貴重品類は、事務所にて保管すること。

ク 急病等・緊急時の対応

(ア) 急病等への対応

指定管理者は、利用者、来場者等の急な病気、けが等に対応できるよう、マニュアルを作成すること。また、利用者、来場者が死亡、重傷等の重大な事故が起こった場合は、直ちに市にその旨を連絡すること。

(イ) 緊急時の対応

指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報等についてのマニュアルを作成し、緊急事態の発生した場合には、直ちに市にその旨を連絡すること。また、災害時に市が緊急に防災拠点、避難場所等として施設を使用する必要があるときは、市の指示により、優先して避難者等を受け入れること。

ケ 清掃業務

プール内及び関連施設の美観並びに清潔を維持することを目的として、下記のとおり清掃を行うこと。また、開場中は直接利用者が触れる設備の衛生美化に留意し、常に清潔を保つよう努めること。

㊦ あずまウォーターランド

a 屋内プール定期清掃（年1回）

箇所	内容
2.5mプール、子供用プール、スライダープール	水抜き、全面タイルのブラッシング、水張り
プールサイド (グレーチング部分を含む)	ポリッシャー清掃
スライダー及びスライダー階段	高圧洗浄及びブラッシング等清掃
雑排水槽	汚泥処理
プール周囲のガラス	水拭き、洗剤による水拭き・油膜等の除去、空拭き
床面	ワックス清掃
更衣室の床及びすのこ	すのこ（高圧洗浄）、床（ポリッシャー清掃）
その他	事務室、サウナ室、更衣室、シャワー室、トイレ、倉庫等の清掃

b 屋外プール開場期間前

箇所	内容
メインプール、子供用プール	高圧洗浄及びブラッシング等清掃
プールサイド	ブラッシング等清掃

c 日常清掃

- ㉑ プール内、プールサイドのブラッシング
- ㉒ トイレ、更衣室等の床のブラッシング
- ㉓ サウナ室の清掃
- ㉔ 管理棟内（事務室、廊下等）の床清掃
- ㉕ トレーニング室の清掃
- ㉖ 1階2階観覧席の清掃
- ㉗ 1階2階エントランスホール床清掃
- ㉘ その他必要に応じた清掃

① 境プール

a 開場期間前

箇所	内容
流水プール、スライダープール、子供プール	高圧洗浄及びブラッシング等清掃
上記プール排水管	高圧洗浄
プールサイド（インターロッキング部分）	目地にたまった砂の除去
プールサイド（ゴムチップ部分）	ブラッシング等清掃
スライダー及びスライダー階段	高圧洗浄及びブラッシング等清掃
雑排水槽	汚泥処理
管理棟	事務室、警備員室、ロッカー、トイレ等の清掃
その他	足洗い場、外壁、外トイレ等の清掃

b 開場期間中

- ㉑ プール内、プールサイドのブラッシング
- ㉒ トイレ、ロッカーのブラッシング
- ㉓ 管理棟内（事務室、警備員室、廊下等）の床清掃
- ㉔ その他必要に応じた清掃

㉕ その他

- a 遊泳時間中であっても、プール内で浮遊物及び水底に沈殿物を発見した場合は、速やかに入水してこれを除去する。
- b プール監視及び更衣室等の巡回監視の際、汚れや汚物を発見した場合は、速やかにこれを排除し、施設内の清潔を保つこと。

コ 植木等手入業務

あずまウォーターランド敷地内の樹木の刈込み、除草、片付け等を行い美観の維持に努めること。なお、境プールに隣接する駐車場等の植木等手入業務については市で行う。

㉖ 業務内容

内容	数量	回数
手抜き除草（平地障害物なし）	772㎡	年6回
低木密植刈込	772㎡	年2回

高木剪定	7本	年1回
中木剪定	10本	年1回
低・中・高木施肥	1,700㎡	年1回
殺虫剤散布	1,700㎡	年3回

④ その他

- a 作業日程は、事前に地区の運動施設管理事務所担当者と協議すること。
- b 土曜・日曜・祝日及び大会開催日の作業は避けること。
- c 作業に当たっては、環境衛生を守り現場責任者の責任において危険が及ばないように注意すること。

サ 施設・設備保守点検業務

プール施設において、施設が正常に機能するよう以下に掲げる機器を点検し、機器が正常に作動するよう必要に応じて滅菌・洗浄等の作業を行う。

- a 濾過・循環装置点検

㉑ あずまウォーターランド

■装置・設備

装置・設備	数量
濾過装置及びポンプ	4基
塩素薬注装置及びポンプ	3台
凝縮剤薬注装置 薬注ポンプ	2台
凝縮剤薬注装置 ケミポンNSC-01型	1台
自動水質制御装置	1台
コンプレッサー	1基

■回数

年3回

㉒ 境プール

■装置・設備

装置・設備	数量
濾過装置TSA-4型(流水プール)	2基
濾過装置TSA-20型	2基
起流装置	4台
滅菌装置	3台
凝縮剤薬注装置	3台
スライダー用揚水ポンプ	1台

■回数(年5回)

- 開場期間前調整 1回
- 開場期間中調整 3回
- 開場期間後調整 1回

※濾過装置は随時逆洗を行い、装置が正常に稼動し、水質が維持できるよう努めること。

b 排水口点検

吸排水口等の安全点検を以下のとおり実施する。

① あずまウォーターランド

- 屋内プール 定期清掃時実施 年1回
- 屋外プール 二重構造の内側 開場期間前 年1回実施
- 二重構造の外側 開場期間中 毎日3回実施

② 境プール

- 二重構造の内側 開場期間前 年1回実施
- 二重構造の外側 開場期間中 毎日3回実施

c ウォータースライダー保守点検

ウォータースライダー設備を点検する。開場期間前点検 年1回実施

① あずまウォーターランド

ループ式スライダー

② 境プール

ストレートスライダー（2コース）

d ボイラー設備点検整備

あずまウォーターランドのボイラーを正常に維持するため適正な点検整備及び消耗品の交換を行う。

① 機種 K S L - 1000 C L 1台（点検1回）

装 置	回 数
本体関係点検整備	年1回
抽気装置、制御装置、安全装置、燃焼装置点検整備	
ボイラー廻りの状況点検その他	
煙管点検及び清掃	

② 消耗部品

装 置	数 量
温度ヒューズ	各1個
バーナーノズル	
フレームアイ	
抽気ポンプ	
水面ガラス	
水面計オーリング	
真空逆止弁	
抽気ポンプダイヤフラム	

e 自動扉保守点検業務

あずまウォーターランド正面入口の自動扉を支障なく長期作動できるよう、機械各部及び付属機器の定期点検を行う。

- ㉑ 機種 DS-21 1台
- ㉒ 付属機器 操作スイッチ・コントロールボックス・油圧（空気）配管・電気配線
その他ドアオペレーターに関する既設の施工の一切を含む。
- ㉓ 点検回数 年3回

f トレーニング器具点検

あずまウォーターランドトレーニング室に設置されている以下の器具の点検を行う。

㉑ 器具

器 具	数 量
全自動血圧計BP203RVIID・架台セット	2台
体脂肪計 TBF-401	3台
腹筋台（山型）ボード・1欄式ラダー	1台
45度ローマンベンチ：ハイパーエクステンション	1台
セットダンベル1～10kg・アレーラック	1台
フラットベンチ	1台
コードレスバイクV67i	3台
ラボードLXE1200	2台
マイマウンテン	1台
ハイドラPACEチェストプレス	1台
ハイドラPACEニーエクステンション/F	1台
ハイドラPACEショルダープレス	1台
ハイドラPACEスクワット	1台

- ㉒ 点検回数 年2回（上半期1回、下半期1回）

g 消防設備保守点検

㉑ 消防設備

消防法（昭和23年法律第186号）第17条に基づき消防設備の外観機能及び総合点検を各1回実施する。

㉒ 消火器

消防法第21条の2に基づき消火器の保守点検を年2回実施する。

h 自家用電気工作物保守点検

- ㉑ 電気事業法等各種法令に基づき、自家用電気工作物の保安業務を適切に行い、異常等が発生又は発生するおそれがある場合は、関係機関に連絡の上、原因の究明を行う。

㉒ 非常時における早期対応

- ㉓ 保安規定の変更届出（必要になったとき）※必要書類一式

- ㉔ 点検回数 月次点検 月1回（計11回）

年次点検 年1回（計1回）※全停電による

i 浄化槽清掃・保守点検

浄化槽の保守点検を年4回、清掃を年1回実施する。

㉑ 境プール

300人槽 フジクリン合併分離曝気式
 第1曝気槽 10.83 m²
 第2曝気槽 7.02 m²
 沈殿槽 5.76 m²
 消毒槽 2.23 m²

j 券売機保守点検

券売機を支障なく作動するよう適宜点検を行う。

k 受水槽・貯湯槽清掃

あずまウォーターランドの受水槽・貯湯槽の清掃を年1回実施する。

受水槽 2槽/90 t 年1回清掃の他に、簡易水道検査を年1回実施する。

貯湯槽 1期/5 t

l 空調整備保守点検

あずまウォーターランドの空調の整備保守点検を年に2回実施する。

㊦マルチエアコン

A - 1 - 1 (1F エントランス・見学コーナー)

A - 1 - 2 (2F トレーニングルーム)

A - 2 (1F 男女更衣室)

A - 3 (1F 事務室・控室・更衣室1、2)

A - 4 (2F 見学コーナー)

A - 5 (2F 更衣室)

㊧エアハンドリングユニット

C - 1 (西側)

C - 2 (東側)

m 地下タンク気密検査

あずまウォーターランドの地下タンクの気密検査を年1回実施する。

地下タンク貯蔵所(灯油5KL)、地下埋蔵配管の漏洩検査を行う。

シ 警備業務

指定管理者は、人感センサー、パッシブセンサー等機械警備及び、巡回警備により不良行為を予防し、施設の保全を図る。

ス 水質管理業務

指定管理者は、下表のとおり厚生労働省が定める「遊泳用プールの衛生基準」に基づき、定期的にプール水質検査を行う。ただし、水温・残留塩素濃度・pHについては、開場時間中は2時間置きに測定し、記録する。

項目	水質基準値	検査方法
水素イオン濃度	pH値5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法
濁度	2度以下であること。	積分球式光電光度法
過マンガン酸カリウム消	12mg/L以下であること。	滴定法

費量		
遊離残留塩素濃度	0.4 mg/L 以上であること。また、1.0 mg/L 以下であることが望ましい。	ジエチル-p-フェニレジアミン法 (DPD 法)
大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地 (MMO-MUG) 法
一般細菌	200 CFU/mL 以下であること。	標準寒天培地法
総トリハロメタン	おおむね0.2 mg/L 以下が望ましいこと。	HS-GC-MS 法 (ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析法)
レジオネラ属菌 ※あずまウォーターランドのみ	検出されないこと (10 CFU/100 mL 未満)	ろ過濃縮法

セ ボイラーばい煙測定業務

指定管理者は、環境省が定める「大気汚染防止法」に基づき、定期的にボイラーばい煙濃度測定検査を行う。

ソ 簡易修繕業務

施設・設備については、損耗、劣化及び破損又は故障により損なわれた機能を回復させるため、1件50万円以下を対象とした修繕を行うものとする。なお、1件50万円を超えるものについては、市と協議するものとする。また、年度内の修繕料が2施設合計で600万円を超えない場合は、精算する。

タ 備品管理業務

- ㊦ 指定管理者は施設の利用に支障をきたさないように、本施設備え付けの備品を管理すること。
- ㊧ 不具合の生じた備品の更新については、市と指定管理者が協議の上、決定する。
- ㊨ 指定管理者が管理に必要として調達した備品は、指定管理者に属するものとする。

※各プール備品一覧は別紙参照

チ その他

① モニタリング調査

指定管理者は、年2回 (夏季、冬季) モニタリング調査を行う。施設利用者を対象としてアンケート用紙を配付し利用者から施設サービスの満足度及び施設の課題、意見等を求める。調査結果は市に報告すること。

② その他、施設及び設備の維持管理に必要な業務を行う。

以下の考え方により業務を行うこと。

ア 施設が、有効利用されるために設置された理念に基づき、管理運営を行うこと。

イ 利用者の安全を確保するとともに、利用しやすいようにサービスの向上に努めること。

ウ 効率的な運営を行うとともに、周辺環境に配慮した施設の保全に努めること。

エ 市の意図するところに従い、管理者の注意をもって管理に努めること。

(3) 体育施設の管理に関し、市長が必要と認める業務

① 市の指定する事業に関する業務

指定管理者は、市の指定する水泳教室等の事業を行うこと。

② 駐車場管理業務

指定管理者はあずまウォーターランド駐車場の管理を行う。境プールにおいては、他施設と共用のため、市が管理する。なお、水泳教室等の実施で駐車場の混雑が予想される場合は、事前に市に報告し、調整すること。

3 指定管理者が立案する自主事業

指定管理者は、独自に立案した自主事業について、市長の承認を得て実施することができる。なお、事業を実施するにあたり、その費用は指定管理者が負担し、収入は指定管理者の収入とする。また、事故等に備え、利用者または物品等に対して次項傷害保険及び損害賠償保険に加入することとし、その費用は指定管理者の負担とする。

4 その他特記事項

(1) 保険等の加入

ア 損害賠償保険

施設利用者の事故等に備え、利用者又は物品等に対して損害賠償保険に加入することとし、その費用は指定管理者の負担とする。

損害賠償保険における補償の規模については、下記に示す賠償補償規模を下限とし加入すること。

施設特別約款

種 類	総合補償制度
対人	1人 1億円、1事故 5億円
対物	1事故 5千万円

イ その他

指定管理者が自己の責に帰すべき事由により負担する修繕費を担保するために保険等に加入する場合は、その保険料については施設管理に関する経費には含めず、指定管理者独自の経費とする。

(2) 緊急時の勤務体制

火災、地震、暴動等の緊急時においては保全上必要な職員を配置するものとし、緊急時、故障時の呼び出しに応じられる体制を確立しておくものとする。

(3) 消防訓練等

指定管理者は、火災発生時に備え、利用者の避難、誘導、安全確保及び初期消火等の消防訓練を年1回以上実施しなければならない。また水難事故に備え、溺者の救助、運搬、心肺蘇生、通報の手順等、十分な水難訓練・救難訓練を実施しなければならない。

※ 訓練実施に際し、訓練計画、時期等を市に報告すること。また、結果についても同様に報告すること。

(4) 職員の労務管理

指定管理者は、職員の労務管理の一切の責任を負うものとする。また本業務は公共施設の維持管理上予定外に機能停止出来ないことを念頭に置き、職員の争議行為、退職、欠勤等に対処できる体制を整えておくとともに労務管理を充分行うものとする。加えて、指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の規定を遵守し、従業員の労働における適法性を確保するものとする。

(5) 事故に対する応急処置等

指定管理者は業務の実施に当たり事故が発生(病気、ケガ等予期しない状態が生じた場合)又は事故が発生するおそれがあるときは、直ちに救護等の必要な措置を行い、事故の状況及び措置内容を速やかに市の職員に報告し、緊急を要する場合は市が定めた緊急連絡表により連絡を行うものとする。

(6) 行政財産目的外使用

現在自動販売機について、あずまウォーターランドに常設で4台、境プールに開場期間中のみ2台の設置を許可している。

自動販売機を設置する場合は、設置者が行政財産目的外使用許可を受けること。また、毎月、売上金額（税込）の12%を設置使用料として、市に支払うこと。

(7) 書類作成に関する業務

ア 事業計画書及び収支予算書の作成

指定管理者は、毎年度当初に事業計画書を作成し、市に提出すること。また、前年度の市の指定する日までに次年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)を作成し、市に提出すること。なお、作成にあたっては、市と調整を図ること。

イ 事業報告書の作成

指定管理者は毎年度終了後30日以内に、次の内容を記載した事業報告書を作成し、市に提出すること。

- ㊦ 管理業務の実施状況
- ㊧ 利用状況（利用者数、利用団体数、教室参加者数等）
- ㊨ 利用料金の収入の実績
- ㊩ 管理に係る経費の収支状況

ウ 業務報告書の作成

指定管理者は、次に掲げる業務報告書を作成すること。なお、各事業報告書の書式は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとする。また、各報告書は市が指定する期間保管し、求めがあった場合は、提出すること。

- ㊦ 日次業務報告書
- ㊧ 月次業務報告書
- ㊨ 記載内容
 - a 利用実績（利用者数、利用団体数、各種収支、教室参加者、利用料金収入等）
 - b 管理業務の実施状況
 - c 利用者の意見、要望等とその結果及び対応策（利用状況分析報告等）

(8) その他

ア 指定管理者は施設、設備の点検・修繕の場合など、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開場期間、利用時間及び休場日を変更することができるが、悪天候時の場合で、緊急を要する場合は、市長の承認を得ることなく、指定管理者の判断により、臨時に開場期間、利用時間及び休場日を変更することができるものとする。なお、変更した場合においては市長に報告するものとする。

イ 苦情対応

指定管理者は、利用者から苦情等が寄せられたときは、迅速かつ適正に対応し、その内容及び対応状況を速やかに市に報告すること。なお、対応が困難なときは、市と協議すること。

ウ 指定管理期間終了に当たっての引継業務

指定管理者は、指定管理期間終了時に市又は次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。

エ その他の業務

その他、施設の管理運営上必要な業務であり、かつ本要項に記載のない事項及び不明瞭な事項については市と協議の上、実施すること。

別紙

あずまウォーターランド備品一覧表

場 所	備 品 名	数 量
事務室	券売機	2
	両袖机	1
	片袖机	7
	肘掛け付椅子	1
	肘掛け無椅子	4
	折りたたみ椅子	2
	物品棚	2
	応接セット (椅子2・長椅子1・テーブル1)	1
	書庫 (ガラス戸)	1
	月予定表	1
台車	1	
ロビー・観覧席	ホワイトボード	1
	マガジンラック	1
	傘立て	1
	ベンチ	10
	折りたたみテーブル	4
更衣室 (1階)	ベンチ	10
	ロッカー ※1台=8人分 (男25台・女24台)	49
	水着用脱水機	2
トレーニング室	トレーニング器具一覧 (一式)	1
	折りたたみテーブル	3
	折りたたみ椅子	5
スタッフ休憩室	書庫ガラス戸	3
	書庫ベース	3
	折りたたみテーブル	9
	折りたたみ椅子	20
従業員更衣室	従業員用ロッカー ※1台=9人分	3
	従業員用縦長ロッカー	1
監視室	ベンチ	1
	救助用担架	1
	折りたたみ椅子	3
	ホワイトボード	1
プール	プールフロア (水中用足場)	37
	監視台	5
	スポーツタイマー	2
	丸テーブル	1
	コースロープ	7
	ロープ巻ドラム	3
	スタート台	6
	ビート板收容棚	1
	更衣室 (2階)	丸椅子
ロッカー ※1台=10人分	6	
倉庫 (2階)	折りたたみテーブル	2
	折りたたみ椅子	20

境プール備品一覧表

場 所	備 品 名	数 量
事務室	長テーブル	3
	ロッカー ※1台=8人分	2
	冷蔵庫	1
	医療用具ロッカー	1
	ベッド	2
	折りたたみ椅子	9
	水中クリーナー	1
	机	5
	黒板	1
	担架	1
	ガラス戸棚	1
	棚	1
	回転いす	1
下駄箱	1	
窓口	券売機 (置き台含む)	2
	ベンチ	5
監視員控室	長テーブル	2
	冷蔵庫	1
	折りたたみ椅子	7
	ロッカー ※1台=8人分	5
プール	丸テーブル	3
	長テーブル	8
	ベンチ	18
	椅子 (ナイロン製)	40
	洗濯機	1
	パラソル	3
	監視台	5
更衣室	ロッカー ※1台=8人分 (男女各27台)	54
	※1台=12人分 (男女各9台)	18

施 設 管 理 資 料

利用人数実績(令和元年度から5年度まで)

(単位:人)

			一般	高校生以下	65歳以上	未就学児	減免	合計
元年度	あずま ウォーターラント	プール	21,624	9,902	24,391	1,905	2,946	60,768
		トレーニング	6,607	422	7,243	0	364	14,636
	境プール		5,408	7,386	106	2,136	1,352	16,388
	計		33,639	17,710	31,740	4,041	4,662	91,792
2年度	あずま ウォーターラント	プール	6,773	3,589	9,313	846	908	21,429
		トレーニング	1,169	95	2,299	4	18	3,585
	境プール		4,510	5,115	57	1,397	416	11,495
	計		12,452	8,799	11,669	2,247	1,342	36,509
3年度	あずま ウォーターラント	プール	7,563	3,084	12,227	632	1,079	24,585
		トレーニング	1,463	189	2,833	0	37	4,522
	境プール		4,499	6,070	67	1,346	624	12,606
	計		13,525	9,343	15,127	1,978	1,740	41,713
4年度	あずま ウォーターラント	プール	16,516	6,918	22,410	1,292	1,709	48,845
		トレーニング	2,934	270	4,031	0	108	7,343
	境プール		6,634	8,195	109	2,116	790	17,844
	計		26,084	15,383	26,550	3,408	2,607	74,032
5年度	あずま ウォーターラント	プール	21,385	9,925	24,697	1,891	2,312	60,210
		トレーニング	3,819	235	3,833	0	279	8,166
	境プール		9,339	11,665	245	2,957	1,215	25,421
	計		34,543	21,825	28,775	4,848	3,806	93,797

利用料金実績(令和元年度から5年度まで)

(単位:円)

		一般・ 高校生以下	特別定期・ プリペイド	大会(貸切)	ロッカー・ トレーニング	合計
元年度	あずまウォーターラント	4,426,120	3,612,930	0	884,850	8,923,900
	境プール	1,873,040	0	0	0	1,873,040
	計	6,299,160	3,612,930	0	884,850	10,796,940
2年度	あずまウォーターラント	1,551,080	1,132,490	0	101,420	2,784,990
	境プール	1,503,500	0	0	0	1,503,500
	計	3,054,580	1,132,490	0	101,420	4,288,490
3年度	あずまウォーターラント	1,592,630	1,320,800	0	163,110	3,076,540
	境プール	1,596,560	0	0	0	1,596,560
	計	3,189,190	1,320,800	0	163,110	4,673,100
4年度	あずまウォーターラント	3,431,920	2,708,370	0	520,730	6,661,020
	境プール	2,278,760	0	0	0	2,278,760
	計	5,710,680	2,708,370	0	520,730	8,939,780
5年度	あずまウォーターラント	4,654,380	3,753,400	0	326,660	8,734,440
	境プール	3,222,120	0	0	0	3,222,120
	計	7,876,500	3,753,400	0	326,660	11,956,560

令和5年度 プール施設管理経費

(単位:円)

収 入	あずま ウォーターランド	境プール	二施設合計
指定管理料	55,323,000	20,377,000	75,700,000
利用料金収入	8,734,440	3,222,120	11,956,560
その他収入(自販機等)	817,342	418,821	1,236,163
合 計	64,874,782	24,017,941	88,892,723

支 出	あずま ウォーターランド	境プール	二施設合計
人 件 費	31,080,913	15,811,000	46,891,913
需 用 費	33,317,862	6,655,902	39,973,764
消耗品、燃料費、電気料、上下水道使用料、修繕費、印刷製本費			
役 務 費	677,966	114,200	792,166
手数料、広告宣伝費、電信電話料、保険料			
委 託 料	2,796,840	1,156,720	3,953,560
清掃委託料、警備委託料、植木等手入業務委託料、空調設備保守委託料、自動扉保守委託料、消防設備保守委託料、浄化槽清掃・保守委託料、自家用電気工作物管理業務委託料、プール保守管理委託料、ボイラー設備整備委託料、トレーニング機器点検委託料、ウォータースライダー保守管理委託料、廃棄物収集委託料			
使用料及び賃借料	300,133	0	300,133
使用料、賃借料、放送受信料			
小 計	68,173,714	23,737,822	91,911,536
そ の 他			5,474,562
自主事業費、租税公課等			
合 計			97,386,098

指定管理者申請に係る様式

体育施設指定管理者指定申請書

年 月 日

伊勢崎市長 様

住 所
申請者 名 称
代表者名
連絡先（電話）

伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第58号）第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、次により申請します。

- 1 申請団体名
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 指定申請施設名

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 4 団体の組織及び構成員に関する事項を記載した書類
- 5 団体役員のうち指定手続条例第4条第2号のいずれにも該当するものがないことを証する書類
- 6 伊勢崎市あずまウォーターランド及び伊勢崎市境プールの管理に係る業務の見積書
- 7 その他市長が必要と認める書類

(申請書・添付書類の記載内容に相違ない旨の誓約書)

指定管理者指定申請に係る誓約書

年 月 日

伊勢崎市長 様

申請団体 所在地

団体名

代表者氏名

印

伊勢崎市あずまウォーターランド及び伊勢崎市境プール指定管理者の指定申請を行うに当たり、同施設応募要項の全ての内容を満たし、提出書類の内容についても事実と相違ないことを誓約いたします。

(指定手続条例第4条第2号に該当しない旨の誓約書)

指定管理者指定申請に係る誓約書

年 月 日

伊勢崎市長 様

申請団体 所在地

団体名

代表者・役員氏名

⑨

伊勢崎市あずまウォーターランド及び伊勢崎市境プール指定管理者の指定申請を行うに当たり、伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2号の事項に該当しないことを誓約いたします。

また、上記に関して市が調査を実施することを同意します。

(暴力団排除条例第7条第3項に該当しない旨の誓約書)

誓 約 書

年 月 日

伊勢崎市長 様

住 所

(団体所在地・名称)

氏 名 ⑩

(代表者名)

生年月日 年 月 日生 (歳)

私は、下記の事項について誓約します。

なお、貴市が必要な場合には、伊勢崎警察署に照会することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団と密接な交友関係を有する者

*この様式に記載された個人情報、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。